

平成 19 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 広島ガス株式会社
代表者名 代表取締役社長 深山 英樹
(コード番号 9535 東証第二部)
問合せ先 執行役員総務部長 中村 治
TEL 082-252-3000 (広報環境室)

第三者割当による自己株式の処分について

当社は、平成 19 年 8 月 2 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第三者割当による自己株式処分の目的

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員の業績向上へのインセンティブを高め、かつ当社自社株投資会への安定的な株式供給を目的とした「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」(以下、「E-Ship」といいます。)の導入を決議いたしました(E-Ship の概要等につきましては、本日付『「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」の導入について』をご参照下さい)。本自己株式の処分は、E-Ship の導入のため設定される野村信託銀行株式会社(自社株投資会専用信託口)に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

251,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

自己株式処分により調達する資金については、全額運転資金に充当する予定であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 19 年 9 月から平成 19 年 10 月まで

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高	73,275	78,913	80,942
営業利益	3,053	1,536	1,722
経常利益	3,245	1,803	2,040
当期純利益	1,940	796	1,136
1株当たり当期純利益(円)	31.10	12.46	19.55
1株当たり配当金(円)	5.00	5.00	5.00
1株当たり純資産(円)	500.72	518.75	622.27

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	61,995,590株	100%
現時点における転換価額 (行使価額)における潜在株式数	-株	-
下限値の転換価額(行使 価額)における潜在株式数	-株	-
上限値の転換価額(行使 価額)における潜在株式数	-株	-

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

発行期日	平成19年8月20日
調達資金の額	251,000,000円
割当時における発行済株式総数	61,995,590株
割当時における潜在株式数	該当株式はありません

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による自己株式の処分

発行期日	平成18年10月16日
調達資金の額(処分価額の総額)	766,500,000円
割当時における発行済株式総数	61,995,590株
当初の資金使途	運転資金に充当
支出時期	平成18年11月まで
現時点における充当状況	運転資金に充当いたしました

(5) 最近の株価の状況

平成 17 年 3 月期末 (平成 17 年 3 月 31 日終値)	375 円
平成 18 年 3 月期末 (平成 18 年 3 月 31 日終値)	461 円
平成 19 年 3 月期末 (平成 19 年 3 月 29 日終値)	346 円
直近 3 カ月の終値平均 (平成 19 年 5 月 2 日～平成 19 年 8 月 1 日)	347 円

4. 募集後の大株主及び持株比率

大株主及び持株比率に変動はございません。

5. 業績への影響の見通し

当期業績予想への影響はございません。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

最近の株価推移および直近の自己株式処分の実施に鑑み、当該処分に係る取締役会決議の直前日 3 カ月間（平成 19 年 5 月 2 日から平成 19 年 8 月 1 日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（円未満切捨）に 0.97 を乗じた金額（円未満切捨）336 円としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

発行数量については、現在の当社自社株投資会の年間買付実績をもとに、今後 5 年間の信託期間中に当社自社株投資会が野村信託銀行株式会社（自社株投資会専用信託口）より購入する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は、発行済株式総数に対し 1.20% と小規模なものです。本自己株式処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると考えております。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

名称

野村信託銀行株式会社（自社株投資会専用信託口）

信託契約（自社株投資会専用信託契約）の内容

委託者 当社

受託者 野村信託銀行株式会社

受益者 一定の条件に基づき将来特定される当社従業員

指図権者	信託管理人
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託
信託契約日	平成 19 年 8 月 2 日
信託の期間	平成 19 年 8 月 20 日～平成 24 年 9 月 30 日
信託の目的	当社自社株投資会に対する安定的かつ継続的な株式の供給、ならびに受益者適格要件を充足する当社従業員への信託財産の交付を主たる目的とする
信託財産	株式及び金銭
信託財産交付事由	受益権確定事由発生時
受益権確定事由	以下に定める事由のうちいずれかが発生したとき (1)信託期間が満了したとき (2)信託目的の達成もしくは信託事務の遂行がやむを得ない事由により著しく困難となり、本信託契約が解除されたとき (3)信託財産に属する対象株式の全てが売却されたとき (4)自社株投資会が解散したとき
信託財産の交付	信託管理人により特定された受益者に対し、分配割合に応じて交付。信託財産は全て受益者に帰属し、委託者及び信託管理人には一切帰属しない。
信託報酬	信託財産内の金銭から支弁
報 告	委託者および信託管理人宛

上場会社と割当先の関係等

当社と割当先との間に資本関係、人的関係及び取引関係はございません。また、割当先は当社の関連当事者ではありません。

当該株券の保有に関する事項

発行日より当該株式の 2 年間に於いて全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社へ書面により報告する旨の確約を行う予定であります。なお、上記信託契約に基づき、自己株式処分により割り当てられた株式は、毎月定期的に割当先である野村信託銀行株式会社（自社株投資会専用信託口）から当社自社株投資会に譲渡されることになっております。

(2) 割当先を選定した理由

E-Ship の導入に伴い、上記信託契約に基づき、受託者である野村信託銀行株式会社内に設定される自社株投資会専用信託口に割当を行うものであります。

(3) 割当先の保有方針

割当先である野村信託銀行株式会社（自社株投資会専用信託口）は、上記信託契約に基づき、5年間の信託期間内において当社自社株投資会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものであります。

以 上

(別添)発行要領

(1) 処分株式数	普通株式 750,000 株
(2) 処分価額	1 株につき 336 円
(3) 処分価額の総額	252,000,000 円
(4) 処分方法	自社株投資会専用信託へ割当
(5) 払込期日	平成 19 年 8 月 20 日
(6) 処分後の自己株式総数	1,909,915 株

但し、平成 19 年 4 月 1 日以降の単元未満株式の
買取・売渡請求に基づき増減した自己株式数は含ん
でおりません。